

令和7年度「信州売出し中！アルクマカンパニー事業」実施業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年3月7日

観光誘客課長

1 業務の概要

（1）業務名

令和7年度「信州売出し中！アルクマカンパニー事業」実施業務

（2）業務の目的

長野県PRキャラクター「アルクマ」を活用し、本県への誘客促進や効果的な情報発信を図る。

（3）業務内容

- ① アルクマキャラバン隊の派遣
- ② WebやSNS等の媒体を活用した情報発信
- ③ 「アルクマ」を活用したプロモーション

（4）仕様等

別添「仕様書（案）」のとおり

（5）企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 事業内容に関する具体的な企画案
- ② 事業実施体制
- ③ その他（①、②以外の項目で特に提案する事項やアピールする点）
- ④ 業務等に関する経費及びその内訳

（6）履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（7）費用の上限額

2,815,065円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- （2）物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去 5 年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 県内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第 3 号による。

(2) 資格要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第 3 号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

- ① 同種又は類似の業務の実績
- ② 当該業務の実施体制
- ③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 （住所記載不要）
長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県観光スポーツ部観光誘客課観光振興担当（県庁 2 階）
電 話 026-235-7253
F A X 026-235-7257
メール kankoshin@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限、提出先及び方法

- ① 提出期限 令和 7 年 3 月 12 日（水）午後 3 時（必着）

（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで）

【（注）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3（4）に同じ。

- ③ 提出方法 持参、郵送又は電子メールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに観光誘客課に到達したもの、電子メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限りま。郵送又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（4）①）の3日前までに、書面により観光誘客課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により観光誘客課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3（4）に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付時間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（4）に同じ。
- (2) 受付期間 令和7年3月13日（木）午後5時まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をFAX又はメール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 観光誘客課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、令和7年3月17日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第8号による。

(2) 企画書の作成様式

様式第8号の附表（例）による。

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（7）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務

の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3 (4) に同じ。
- ② 受付時間 5 (3) に同じ。
- ③ 受付方法 5 (4) に同じ。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

- ① 提出期限 令和7年3月21日(金) 午後3時 (必着) (土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3 (4) に同じ。
- ③ 提出部数 7部 (原本1部、コピー6部)
- ④ 提出方法 持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに観光誘客課に到達したものに限りです。郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

1 企画提案書等の 提案内容 (70点)	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容が優れているか。	10点
	キャラバン隊の実施体制が妥当であるか。	20点
	WebやSNS等の媒体を活用した発信が魅力的かつ効果的な提案がされているか。	20点
	その他のアルクマを活用したプロモーション活動等の提案内容の考え方が妥当であるか。	20点
2 運営能力 (20点)	業務実績は十分か。	10点
	本業務を迅速に遂行するために、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されており、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。	10点
3 価格 (10点)	見積価格水準及びその積算の考え方は妥当であるか。	10点
合計		100点

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。なお、応募者が1者の場合でも評価会議は実施します。

・評価者は、評価基準に基づき、提案者1者当たり100点満点で評価し、得点の高い順に順位づ

けをします。

- ・評価者が行った順位付けに対し、順位点を付与し、評価者全員の順位点を合計して順位を決定します。
- ・順位点による選定結果を評価者全員で協議の上、協議結果を踏まえて業務委託予定先 1 者を選定します。
- ・ただし、評価項目の全配点（100 点）に評価者の人数を乗じた点数の 6 割を最低基準とし、評価者全員の得点の合計が最低基準に満たない場合は選定しません。

② プレゼンテーションの実施日時及び場所（予定）

日時：令和 7 年 3 月 24 日（月）10 時～

場所：長野県庁内会議室

※正式に決定した後、各応募者に別途通知します。

（7）選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により観光誘客課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により観光誘客課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、観光誘客課において閲覧に供します。

（8）非選定理由に関する事項

- ① （7）②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により観光誘客課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3（4）に同じ。
イ 受付時間 上記①の期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

（9）その他の留意事項

- ① 企画書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添「契約書（案）」のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を観光誘客課長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、観光誘客課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。歳出予算において、この事業の委託契約に係る予算の執行が不可能となった場合は、契約を締結しないことがあります。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570	(住所記載不要)
長野県長野市大字南長野字幅下692-2	
長野県観光スポーツ部観光誘客課観光振興担当（県庁2階）	
電 話	026-235-7253
F A X	026-235-7257
メール	kankoshin@pref.nagano.lg.jp

- (4) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (5) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。